

意見書案第3号

学校再開にあたり子どもたちの学習を保障する国の支援充実を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『学校再開にあたり子どもたちの学習を保障する国の支援充実を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和2年6月30日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	青木 綱次郎
〃	〃	岡本 亮一
〃	〃	吉高 裕佳子
〃	〃	増富 理津子

学校再開にあたり子どもたちの学習を保障する国の支援充 実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言が5月25日に全国的に解除され、本市でも6月よりほぼ3か月ぶりに公立幼稚園、小中学校が再開された。学校等が臨時休業とされた3か月間、個々の学校の努力などはされたものの、長期休校による子どもの学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスは深刻な影響をもたらしている。

学校の再開にあたり、こうした影響を受けた子どもたちの実態から出発し、子ども一人一人を大切にす、柔軟で手厚い教育が必要であり、そのための学校体制の充実が求められている。

また今後も新型コロナウイルス感染の「第2波」が予想される中で、子どもたちの安全を保障するための取り組みを、学校においても早急にすすめることが求められている。

そのために、学校における教職員の大幅な増員や、ICT活用をすすめるための基盤整備などが必要であり、国による財政的支援の抜本的強化が不可欠である。とりわけ下記の点において、国による支援を求めるものである。

記

1. 全国的に学校教職員の大幅増員に取り組み、国の責任において、1クラス20人程度の授業が出来るようにすること。
2. 「第2波」の感染拡大に備えて、学校・教員と各家庭とをオンラインで結ぶことが出来るよう、通信環境整備や資機材の確保のために国の予算を大幅に増額すること。
3. スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、消毒などの感染予防、オンライン整備のための支援員などを、国の責任で十数万人規模に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部
科学大臣、厚生労働大臣、財務大臣

意見書案第4号

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和2年6月30日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	久保 典彦
〃	〃	向川 弘
〃	〃	上田 毅
〃	〃	次田 典子
〃	〃	吉高 裕佳子
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	河本 隆志

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策を求める意見書(案)

この度の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、我が国においても、全国的かつ急速な蔓延の恐れのある新感染症への対策強化のため、国民に対し「緊急事態宣言」を発令し、去る5月25日に全都道府県が解除されたところである。

これは、ひとえに国民ひとりひとりが感染拡大の防止に努めてきた結果と言えるが、この現状と引き換えに、これまでの様々な社会経済活動の制約により、中小零細企業や個人事業主等は非常に厳しい状況に置かれたままである。

また、この緊急事態宣言の解除に伴い、社会的活動が本格化していくことで、減少傾向にある新規感染者が、また増加へ転じることも懸念されることから、感染拡大の第2波、第3波の発生防止を図りつつ、万全な備えを固めていく必要がある。

国は、このような現実に関心する国民が直面していることを十分理解しなくてはならない。国の対策が遅れば遅れるほど、国民は生命と財産を危険に晒すこととなり、更なる事態の悪化を招く要因ともなる。

元来、我が国の経済は令和恐慌とまで言われている新型コロナウイルスの影響により、今まで我々が経験したこともない時代に突入している。この未曾有の危機から脱するためには、従前のやり方や発想では、到底、太刀打ちすることはできない。今までにない大胆かつスピード感を持った更なる緊急経済対策を打ち、被害を最小限に食い止めることが必要である。

については、更なる緊急経済対策を打つことに加え、下記の事項を速やかに実施することを強く要望する。

記

1. 令和2年度第3次補正予算を速やかに編成すること。規模については、直近2度の補正予算の額では足りないことから、もう一桁大きな額の補正予算を編成すること。また、財源には躊躇することなく国債を発行してそれに充てること。
2. 一定の期間を定めて様々な税率の軽減を検討するなど、疲弊した我が国経済の立て直しに向けあらゆる可能性について検討し実行すること。
3. 国として各種要請を国民にしてきた分の補償は全て国が責任を持って然るべきである。特に被雇用者に対しては十分な休業補償を行うことは当然であり、事業者、特に中小企業並びに小規模事業者（個人事業主を含む）に対する粗利の補償を完遂すること。

4. 事業者が新型コロナウイルス感染症の影響で被った損失を回復させ、従前の経営状況を維持できるようにするため、「持続化給付金」の給付要件の大幅な緩和、並びに給付額の増額、また1回だけではなく複数回の給付を行い、固定費を含む事業全般を支援すること。なお、これは全国・全業種の事業者を対象とするとともに、新規開業者に対しても特段の配慮を行うこと。
5. 「特別定額給付金」は1回の給付だけではなく、複数回の給付を検討すること。また、当初検討されていた世帯主の収入が一定の水準まで減少した世帯に対し、1世帯あたり30万円を現金で給付する「生活支援臨時給付金」も併せて検討すること。
6. 国土強靱化、教育・科学技術投資、サプライチェーンの再構築、特定国依存型のインバウンドの見直しを行うなど、内需主導型の経済成長を促す政策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣（新型コロナウイルス感染症対策担当）